

大へ審答申第4号
令和7年1月17日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会長 中井 洋 恵

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（答申）

貴職発令和6年8月8日付け大市民第295号で諮問された案件番号「平29-職4」について、別添のとおり答申します。

答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔平29-職4〕

第1 審査会の結論

本件諮問に係る諮問書の別紙（以下「諮問書別紙」という。また、用語の意義は、諮問書別紙の例による。）の内容については、諮問書別紙の2(2)の、本件表現活動に係る表現の内容の概要中、「(本件表現活動3)」に記載された内容の公表においては、本件表現活動3の条例第2条第1項各号に該当する理由についても付記することが適当であり、諮問書別紙の2について別紙のとおり修正し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議（平成29年10月2日付け大市民第663号による諮問を受けた調査審議をいう。以下同じ。）において、弁士B、弁士C及び本件表現活動4を行ったものについては、令和6年6月27日付け大へ審答申第2号の2（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職4〕（以下「本件第1答申」という。）の第2の3(2)イないしエに記載のとおりその所在は判明していない。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、弁士B、弁士C及び本件表現活動4を行ったものの所在が判明しないため、条例第9条第2項ただし書に基づき、弁士B、弁士C及び本件表現活動4を行ったものに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書別紙の1に記載された、表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容のうち、本件表現活動2及び3に係る内容については、平成28年に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

本件表現活動4に係る内容については、インターネット上で公開されていた特定の動画が視聴できない状態になっていることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書別紙の2(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報であるから、内容の公表は適当であると認める。

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要について

ア 表現の内容の概要の公表について

諮問書別紙の2(2)に記載された内容は、本件表現活動が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

一方で、同内容を公表することで、本件表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられるが、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。

よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮した上で、諮問書別紙の2(2)に記載された本件表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられ、他に公表を見合わせるべき特段の事情も認められない。

イ 条例第2条第1項各号に該当する理由の付記について

諮問書別紙の2(2)に記載された内容の中には、過去に報道された内容や表現活動者の認識を述べている部分もあるが、条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮して判断を行っていることから、それらの発言内容も記載しているものである。

本件第1答申では条例第2条第1項各号に該当する理由も記載していることから、それを確認することにより、上記の趣旨が理解できるところである。

しかしながら、諮問書別紙の2(2)には条例第2条第1項各号に該当する理由が記載されていないことから、諮問書別紙の2(2)に記載された内容全てがヘイトスピーチに該当すると捉えられる可能性があり、条例第11条に規定された表現の自由等との関係を考慮すると、かかる議論を公の場で行うことが抑制されるならば民主主義の健全な発展を阻害しかねず、表現活動を行うものを萎縮させるおそれがある。

ウ 小括

以上のことから、諮問書別紙の2(2)のうち「(本件表現活動3)」に記載された内容の公表においては、本件表現活動3の条例第2条第1項各号に該当する理由についても付記し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

上記2に記載のとおり、諮問書別紙の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮問書別紙の2(3)に記載された内容の公表は適当であると認める。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称について

ア 本件表現活動2を行ったもの

上記1(2)に記載のとおり本件表現活動2を行ったものの氏名又は名称がいずれも判明しないことから、条例第5条第1項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の2(4)のうち「(本件表現活動2)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

イ 本件表現活動3を行ったもの

上記1(2)に記載のとおり本件表現活動3を行ったものの氏名又は名称がいずれも判明しないことから、条例第5条第1項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の2(4)のうち「(本件表現活動3)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

ウ 本件表現活動4を行ったもの

上記1(2)に記載のとおり本件表現活動4を行ったものの氏名又は名称がいずれも判明しないことから、条例第5条第1項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の2(4)のうち「(本件表現活動4)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

4 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成29年度 平29-職4

年 月 日	経 過
令和 6年 8月 8日	諮問（拡散防止の措置及び公表内容）
令和 6年 8月 8日	調査審議（論点整理）
令和 6年 9月 5日	調査審議（答申案）
令和 6年 9月 6日	調査審議（答申案）
令和 6年 12月 25日	調査審議（答申案）
令和 7年 1月 17日	答申（拡散防止の措置及び公表内容）

(別紙)

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動2ないし4は、ヘイトスピーチに該当する。

(表現活動2)

平成28年9月30日に大阪市役所前で弁士A、弁士B及び弁士Cを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

(表現活動3)

本件街宣活動のうち、弁士Cにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動3」という。）

(表現活動4)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>)において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」といい、本件表現活動2ないし4を併せて「本件表現活動」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動2)

- ・日本国内で100万人を超える北朝鮮や中国人のスパイ工作員が多数入り込んでおり、それらの人々はテロリストであると述べた上で、本件街宣活動に反対する面前の者を、「北朝鮮のテロリスト」などとする旨の発言

(本件表現活動3)

- ・朝鮮学校に対し、大阪市が本件土地を安価で売却すると述べた上で、朝鮮戦争勃発時に「日本に逃げてきた連中」の子孫は「不法滞在犯」であり、「でかい面して…日本でのうのうと暮らして」いるとし、朝鮮学校を「不法滞在犯のための学校」、「不法滞在犯の朝鮮人のための私塾」と例え、朝鮮学校への大阪市の土地売却に反対する旨の発言
- ・朝鮮学校の校長が日本人の拉致事件に関与していた旨を述べた上で、朝鮮学校はテロリスト養成学校であるとして、「朝鮮人テロリスト」への大阪市の土地売却に反対する旨の発言

※ 令和6年6月27日付け大へ審答申第2号の2（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職4〕より抜粋（本件表現活動3のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか特定するために記載）

- ・「本件街宣活動は朝鮮学校への大阪市の土地売却に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動3では、……、在日韓国・朝鮮人を『不法滞在犯』、『朝鮮人テロリスト』などと攻撃して、在日韓国・朝鮮人一般への否定的な意味合いを持たせるような表現を行っている。」

- ・「また、朝鮮学校の元校長が日本人の拉致事件に関与した旨に言及しているが、その点について、朝鮮学校の元校長が日本人の拉致事件に関与していた旨の報道は確認できる。

しかしながら、朝鮮学校が『テロリスト養成学校』である旨を繰り返し述べて、『朝鮮人テロリスト』への大阪市の土地売却に反対していることから、朝鮮学校ひいてはその生徒や関係者を『テロリスト』などと攻撃し、そういう人達が身近にいると刷り込み、差別意識を助長させている。」

(本件表現活動4)

本件表現活動2及び3の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動2及び3は平成28年9月30日に行われたものであり、上記2(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動4は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記2(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動2)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動3)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。